

排出禁止物

※ 町では、収集も処理もしませんので、
ごみステーションへ出すことも環境センターへの持ち込みもできません。

取り扱えないもの



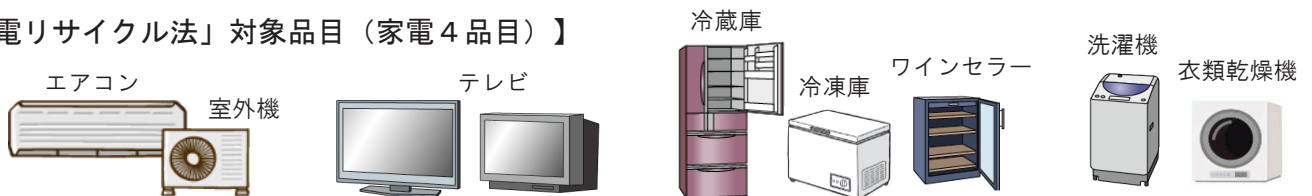
※ 専門の処理業者や販売店又は、町の一般廃棄物収集運搬許可業者（大崎島環境衛生社 ☎ 6 2 - 1 2 3 6）に相談してください。（有料）

【業者の施工により排出されたもの】



※ 施行業者に引取りを依頼してください。

【「家電リサイクル法」対象品目（家電4品目）】



※ 販売店などに引取りを依頼してください。（有料）

【「資源有効利用促進法」対象品目】



※ メーカー又は、
パソコン3R推進協会に回収を依頼してください。

《パソコン3R推進協会》

☎ 03-5282-7685

<https://www.pc3r.jp/>

※ 取り扱えないものの一部を掲載しています。判断に困ったときは、お問い合わせください。